

伊勢崎市告示第 16 号

伊勢崎市安心安全まちづくり条例（伊勢崎市条例第 257 号）第 21 条の規定により、環境浄化重点推進地区を指定したので、同条例第 24 条第 2 項の規定により、次のとおり告示する。

平成 19 年 3 月 1 日

伊勢崎市長 矢内 一雄

- | | |
|----------------|-------------------|
| 1 指定する地区の範囲 | 本町 1 区及び本町 2 区の区域 |
| 2 指定する地区を含む行政区 | 本町 1 区及び本町 2 区 |